

I 令和6年度茨城県立高等学校入学者選抜実施細則

1 応募資格

応募できる者は、次の(1)、(2)及び(3)のいずれかに該当し、かつ、(4)又は(5)に該当する者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者

(2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和6年3月修了見込みの者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者又は令和6年3月該当見込みの者

※ 学校教育法施行規則第95条第5号により、中学校卒業認定試験を受けようとする入学志願者は、出願期間の前日以前に、志願先高等学校長の指示により、当該認定試験を受けなければならない。

(4) 全日制課程にあっては、原則として保護者とともに県内に居住している者

(5) 定時制課程にあっては、原則として県内に居住地又は勤務地を有する者

※ 定時制課程の単位制高等学校に応募できる過年度卒業者は、高等学校入学経験がないこと又は高等学校での修得単位数の計が18単位未満であることとする。

なお、高等学校での修得単位数の計が18単位以上の者が、定時制課程の単位制高等学校への転編入学を希望する場合は、当該高等学校長の定める転編入学試験によるものとする。

【県外及び外国からの応募】

「6 県外及び外国からの本県県立高等学校への入学を志願する者の取扱い」（P.12）参照

【高等学校等を卒業した者の応募】

既に高等学校等を卒業している者は、卒業した学科と同一の学科に出願することはできない。

2 募集の課程、学科及び定員

各高等学校の募集の課程、学科及び定員については、別に定める。

3 一般入学

すべての高等学校で共通選抜を実施するほか、高等学校の裁量で文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする特色選抜を実施することができる。

(1) 志願校及び学科の選択

ア 1校1課程1学科に限る。ただし、次のイ～エの場合においては第2志望まで出願できる。

※ 第2志望まで出願できる学科については、「別表1 高等学校別入学者選抜実施方法」（P.61～P.67）を参照。

イ 農業、工業、商業及び水産に関する学科において、2以上の学科がある場合には、第2志望まで志願できる。

ウ 普通科のコース（筑波高等学校を除く。）を志願する場合は、同一校の普通科を第2志望とすることができる。

エ 多部制の定時制課程の午前の部又は午後の部を志願する場合は、同一校の午前の部又は午後の部を第2志望とすることができる。

オ 特色選抜において合格と判定されなかった受検者については、共通選抜において前記イ～エが適用される。

(2) 出願期間

令和6年2月7日（水）午前9時から午後4時、2月8日（木）午前9時から午後4時及び2月9日（金）午前9時から正午とする。

郵送出願（P.74）の場合は、事前に志願先高等学校長と連絡の上、簡易書留で郵送出願受付期間（令和6年2月6日、7日、8日）必着とする。

(3) 志願の手続

ア 入学志願者（以下「志願者」という。）は、卒業した、修了した、若しくは在籍する中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長（以下「中学校長」という。）に、次の書類を提出する。

(ア) 入学願書（様式第 1 号の 1（P. 28））

※ 入学者選抜手数料については、全日制課程は 2,200 円、定時制課程は 950 円に相当する茨城県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼る。

なお、出願の段階で入学者選抜手数料の免除を希望する者は、志願先高等学校に問い合わせる。

また、出願後の入学者選抜手数料の還付はできないので注意する。

(イ) 学力検査受検票（様式第 1 号の 2（P. 28））

(ウ) 特色選抜を志願する者は、志願理由書（様式第 10 号（P. 39））を提出する。ただし、IT 科及び科学技術科（以下「IT 科等」という。）の特色選抜志願者は、志願理由書に代えて活動報告書（様式第 27 号の 1（IT 未来高等学校用）（P. 59）又は様式第 27 号の 2（つくばサイエンス高等学校用）（P. 60））を提出する。

(エ) 「解答用紙の写し」等送付用シート（様式第 26 号（P. 58））

イ 中学校長は、志願者から提出された前記アの書類等に、その記載事項に誤りのないことを確認の上、調査書とともに入学志願者書類送付書（様式第 21 号（P. 52））を添えて、志願先高等学校長あて提出する。

なお、中央高等学校の普通科スポーツ科学コースへの志願者については、普通科〔スポーツ科学コース〕実技検査受検者一覧・健康状況証明書（様式第 2 号（P. 30））を中学校ごとに一括作成し、入学願書に添えて提出する。

ウ 入学願書を受理した高等学校長は、中学校長を経由して学力検査受検票を志願者に交付する。

(4) 調査書の作成

ア 調査書（様式第 9 号（P. 36））は、中学校ごとに校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、「調査書記入上の注意」（P. 37）に基づいて作成する。

イ 平成 30 年 3 月以前の卒業生（中学校卒業後 5 年を経過した者）の調査書については、中学校生徒指導要録の「学籍に関する記録」とその他必要事項を記入する。

なお、中学校卒業後 20 年を経過した者については、卒業証書授与台帳等により、記入する。

(5) 志願先の変更

志願先高等学校の変更を希望する者（以下「志願変更者」という。）及び同一校内における課程・学科の変更を希望する者（以下「志望変更者」という。）は、令和 6 年 2 月 16 日（金）及び 2 月 19 日（月）（午前 9 時から午後 4 時）の志願先変更期間内において、次の手続により、1 回に限り志願先（志望先）を変更することができる。また、この期間内に特色選抜への志願を取りやめたり、新たに特色選抜に志願したりすることができる。

ア 志願変更者

(ア) 志願変更者は、志願変更届（様式第 3 号（P. 31））に、すでに交付された学力検査受検票を添えて、中学校長を経由して旧志願先高等学校長に提出する。

(イ) 前記(ア)の書類を受理した旧志願先高等学校長は、志願取消証明書（様式第 4 号（P. 31））を志願変更者に交付する。

(ウ) 志願変更者は、新たに入学願書を作成し志願取消証明書を添えて、中学校長を経由して新志願先高等学校長に提出する。この際、中学校長は新たに作成した調査書を併せて提出する。

なお、特色選抜に志願する者は、併せて志願理由書〈様式第 10 号 (P. 39) 〉を提出する。
ただし、I T 科等の特色選抜志願者は、志願理由書に代えて活動報告書〈様式第 27 号の 1 (P. 59) 又は様式第 27 号の 2 (P. 60) 〉を提出する。

(エ) 前記(ウ)の書類を受理した新志願先高等学校長は、志願変更者に、新たに学力検査受検票を交付する。

(オ) 全日制課程から全日制課程、全日制課程から定時制課程及び定時制課程から定時制課程への志願変更については、新たに作成する入学願書に入学選抜手数料分の茨城県収入証紙を貼る必要はないが、定時制課程から全日制課程への志願変更に関し、差額分 1,250 円に相当する茨城県収入証紙を所定の欄に貼る。

イ 志望変更者

(ア) 志望変更者は、志望変更届〈様式第 5 号 (P. 32) 〉及び新たに作成した入学願書に、すでに交付された学力検査受検票を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、特色選抜に志願する者は、併せて志願理由書〈様式第 10 号 (P. 39) 〉を提出する。
ただし、I T 科等の特色選抜志願者は、志願理由書に代えて活動報告書〈様式第 27 号の 1 (P. 59) 又は様式第 27 号の 2 (P. 60) 〉を提出する。

※ 同一校内における特色選抜から共通選抜への変更及び共通選抜から特色選抜への変更については、志望変更者として扱うこととする。

(イ) 前記(ア)の書類を受理した志願先高等学校長は、志望変更者に、新たな学力検査受検票及び志望変更届受理証〈様式第 6 号 (P. 32) 〉を交付する。

(ウ) 定時制課程から全日制課程への志望変更者に限り、新たに提出する入学願書に入学選抜手数料の差額 1,250 円に相当する茨城県収入証紙を所定の欄に貼る。

ウ 普通科スポーツ科学コースへの変更

普通科スポーツ科学コースに志願先又は志望先を変更しようとする者については、普通科〔スポーツ科学コース〕実技検査受検者一覧・健康状況証明書〈様式第 2 号 (P. 30) 〉を中学校ごとに一括作成し、前記(5)ア又はイの手続をとる際に、志願先高等学校長に提出する。

(6) 志願の取消し

出願後、志願取消しをする場合は、志願先変更期間に関わらず、速やかに、中学校長を経由して志願取消届〈様式第 7 号 (P. 33) 〉に学力検査受検票を添えて、学力検査前日までに志願先高等学校長に提出するものとする。

(7) 入学者の選抜

中学校長から提出された調査書、学力検査の成績等及びその他選抜に関する資料を参考とし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して行うものとする。

※ 自己申告書〈様式第 20 号 (P. 50) 〉が提出された場合は、選抜資料に加える。不登校等及び障害があることにより不利益な取扱いをしないこと。

ア 共通選抜

(ア) 学力検査

- ① 入学志願者は、茨城県立高等学校進学学力検査（以下「学力検査」という。）を受けなければならない。
- ② 学力検査の実施
 - a 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の 5 教科とする。ただし、定時制課程においては、学力検査を国語、数学及び外国語（英語）の 3 教科とすることができる。
 - b 出題内容は、中学校学習指導要領に基づくものとする。
 - c 外国語（英語）の検査に当たっては、校内放送による「聞き取りテスト」を含める。
 - d 1 教科当たりの検査時間は、50 分間とする。
 - e 1 教科当たりの配点は、100 点満点とする。
- ③ 期日等は、次のとおりとする。
 - a 期日 令和 6 年 2 月 28 日（水）
 - b 集合時間等 午前 8 時 40 分までに志願先高等学校に集合する。
 - c 時間割

項目 \ 時限	第 1 時	第 2 時	第 3 時	昼 食	第 4 時	第 5 時
検査時間等	9:20 ～10:10	10:30 ～11:20	11:40 ～12:30	12:30 ～13:20	13:20 ～14:10	14:30 ～15:20
教科名	外国語 (英語)	国語	数学		社会	理科

- ④ 定時制課程における学力検査等については、「定時制課程の学力検査等の実施方法」（別表 2）（P. 67）のとおりとする。
- ⑤ 検査教科のうち、1 教科でも受検しなかった一部教科受検者は、学力検査を放棄したものとし、ただし、病気等正当な事由により、一部受検できなかった者は、学力検査を受検したものとし、みなす。
- ⑥ 検査時、検査室へは、受検票及び HB、B 又は 2 B の黒鉛筆、消しゴム、コンパス、三角定規（以上は必ず持参する。）、下敷き及び鉛筆削り等の文具のほかは持ち込まない。
 - ※ 鉛筆は、シャープペンシルも可とする。
 - ※ 時計及び携帯電話等は、検査室に持ち込まない。
 - ※ 昼食及び上履きは各自用意する。

(イ) 実技検査

次の各高等学校の学科、コースの志願者は、令和 6 年 2 月 29 日（木）午前 9 時 10 分から実施する実技検査を受けなければならない。

- ① 水戸第三高等学校音楽科
- ② 笠間高等学校美術科及びメディア芸術科
- ③ 中央高等学校普通科スポーツ科学コース
- ④ 取手松陽高等学校音楽科及び美術科

※ 受検者は午前 8 時 40 分までに志願先高等学校に集合する。各高等学校の実技検査課題及び携行品等については、「実技検査課題等」（別表 4）（P. 68）のとおりとする。

(ウ) 面接等

- ① 全日制課程においては、実施しない。
 - ② 定時制課程においては、実施することができる。ただし、学力検査を国語、数学及び外国語（英語）の３教科とする定時制課程においては、実施するものとする。
なお、学力検査を３教科とし、面接を実施する定時制課程の高等学校については、さらに作文を実施することができる。
 - ③ 面接や作文を実施する定時制課程においては、令和６年２月２８日（水）、学力検査終了後に志願先高等学校で行う。
なお、学力検査を３教科とした定時制課程の面接や作文は午後１時２０分から行う。
ただし、多部制の定時制課程における面接は、令和６年２月２９日（木）に志願先高等学校で午前９時１０分から行う。
 - ④ 定時制課程の面接、作文の結果については選抜の資料とするものとし、実施については、「定時制課程の学力検査等の実施方法」（別表２）（P.67）のとおりとする。
- (エ) その他
- (イ)の実技検査及び(ウ)の面接等を受検しなかった者の取扱いについては、前記(ア)の⑤（P.5）に準ずる。

イ 特色選抜

(ア) 応募資格

特色選抜に応募できる者は、前記「１ 応募資格」（P.2）に定める応募資格を有する者で、文化、芸術、体育、奉仕活動及び生徒会活動のいずれかの分野において優れた資質・実績を有し、かつ、各高等学校において定める出願要件を満たす者とする。

(イ) 募集人員

特色選抜枠は、すべての学科において、募集定員の５０パーセントを上限とする。

※ 特色選抜を実施する各高等学校の実施の課程、学科及び募集人員については、別に定める。

(ウ) 面接等の期日等

- ① 期日 令和６年２月２９日（木）
- ② 集合時間等

午前８時４０分までに志願先高等学校に集合し、面接等は午前９時１０分から行うこととする。詳細については各高等学校の計画により実施する。

なお、ＩＴ科等の志願者においては、当該校が示す集合時間等の計画に従うこととする。

(エ) 選抜資料

- ① 特色選抜を実施する学科においては、前記アの(ア)（P.5）の学力検査に加えて、特色選抜の志願者に対して面接を実施するほか、作文、実技検査を実施することができる。
なお、ＩＴ科等の志願者に対しては、面接に代えてプレゼンテーションを実施することができる。

- ② すべての特色選抜実施校において、調査書、学力検査の成績、面接（ＩＴ科等のプレゼンテーションを含む。）の結果を選抜資料とするほか、作文、実技検査を実施する学校・学科においては、その結果を選抜資料に加える。

なお、各高等学校の選抜資料については、「高等学校別入学者選抜実施方法」（別表１）（P.61～P.67）のとおりとする。

※ 志願理由書（様式第１０号（P.39））及び活動報告書（様式第２７号の１（P.59）又は（様式第２７号の２（P.60））の取扱いについては、面接（ＩＴ科等のプレゼンテーションを含む。）を補完するものとする。

- ③ 特色選抜における面接等を受検しなかった者については、特色選抜の合否判定の対象としない。ただし、病気等正当な事由により受検しなかった者については、特色選抜の合否判定の対象とする。

ウ 追検査

(ア) 対象者は次のとおりとする。

共通選抜に係る検査等について、インフルエンザなど学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、受検することができなかった者。

(イ) 共通選抜学力検査、特色選抜学力検査及び定時制課程における学力検査等の追検査については、前記アの(ア) ②から⑥（P.5）に準ずる。（ただし、令和 6 年 2 月 28 日（水）に実施する学力検査の問題とは異なる問題とする。）期日等は、次のとおりとする。

① 期日 令和 6 年 3 月 7 日（木）

② 集合時間等 午前 8 時 40 分までに志願先高等学校に集合するものとする。

③ 時間割

時限 項目	第 1 時	第 2 時	第 3 時	昼 食	第 4 時	第 5 時
検査時間等	9:20 ～10:10	10:30 ～11:20	11:40 ～12:30	12:30 ～13:20	13:20 ～14:10	14:30 ～15:20
教科名	外国語 (英語)	国語	数学		社会	理科

(ウ) 共通選抜実技検査の追検査については、前記アの(イ)（P.5）と同様とし、令和 6 年 3 月 8 日（金）午前 9 時 10 分から行う。

(エ) 面接等の追検査については、前記アの(ウ)①②④（P.6）に準ずる。期日等は、次のとおりとする。

面接や作文を実施する定時制課程においては、令和 6 年 3 月 7 日（木）、学力検査の追検査終了後に志願先高等学校で行う。

なお、学力検査を 3 教科とした定時制課程の面接や作文は午後 1 時 20 分から行う。

また、多部制の定時制課程における面接は、令和 6 年 3 月 8 日（金）に志願先高等学校で午前 9 時 10 分から行う。

ただし、前記イの(ウ)（P.6）の特色選抜における面接等については、追検査の対象としない。

(オ) 中学校長は、追検査の受検を希望する者が出た場合には、学力検査の追検査の受検希望については令和 6 年 2 月 28 日（水）の午前 8 時 40 分までに、共通選抜実技検査及び多部制の定時制課程における面接の追検査の受検希望については令和 6 年 2 月 29 日（木）の午前 8 時 40 分までに、志願先高等学校長に電話で報告する。

(カ) 中学校長は、電話で追検査の受検希望を志願先高等学校長に報告後、追検査申請書（様式第 25 号の 1（P.56））に交付済みの学力検査受検票と原則として医師の診断書（加療期間の明記されたもの）を添えて、学力検査の追検査の受検希望については令和 6 年 2 月 29 日（木）の午後 4 時までに、共通選抜実技検査及び多部制の定時制課程における面接の追検査の受検希望については令和 6 年 3 月 1 日（金）の午後 4 時までに、志願先高等学校長へ提出する。

(キ) 追検査申請書を受理した高等学校長は、追検査申請書等の書類を確認し、追検査許可書（様式第 25 号の 2（P.56））を志願者に交付する。

なお、提出のあった学力検査受検票は、確認後、志願者に返却する。

(ク) 合否判定方法及び合格者の発表は、共通選抜と同様に行うものとする。

(8) 合否判定方法

ア 特色選抜

特色選抜の合格者の決定は、次のように行う。

- (ア) 特色選抜に出願した受検者について、調査書、学力検査の成績、面接（ＩＴ科等のプレゼンテーションを含む。）の結果及びその他選抜に必要な資料を総合して合格者を決定する。学力検査以外の選抜資料の配点等、選抜方法の詳細については各高等学校が定める。

なお、ＩＴ科等においては、学力検査の数学及び理科の成績について傾斜配点を行うこととし、その配点は各高等学校が定める。ただし、学力検査の配点（500点満点。ＩＴ科等においては、700点満点。）を含む選抜資料の総合得点の満点については、1,200点を超えないものとする。

- (イ) 特色選抜において合格と判定されなかった受検者については、特色選抜に出願しなかった他の受検者と併せて、「イ 共通選抜」により合否判定を行う。

イ 共通選抜

一般入学志願者のうち、「ア 特色選抜」で合格と判定された者を除く受検者の合否判定は、次のように行う。

- (ア) 共通選抜の対象となる受検者全員について、学力検査の得点合計の高い順に並べる。ただし、普通科スポーツ科学コース、音楽科、美術科及びメディア芸術科においては、実技検査の得点を学力検査の得点に加える。

なお、実技検査の満点は、100点、200点、300点の中から各学校が定め、次のとおりとする。

学校	学科（実技検査の満点）
水戸第三高等学校	音楽科（100点）
笠間高等学校	美術科（200点）、メディア芸術科（200点）
中央高等学校	普通科スポーツ科学コース（100点）
取手松陽高等学校	音楽科（200点）、美術科（200点）

- (イ) 共通選抜の対象となる受検者全員について、調査書の評定合計（3年間）の高い順に並べる。

- (ウ) 同一人について、(ア)の順位が募集定員から特例入学者選抜枠及び特色選抜枠の合格者数を引いた数の80パーセント以内、かつ、(イ)の順位が募集定員から特例入学者選抜枠及び特色選抜枠の合格者数を引いた数以内にある者をA群とし、残りをB群とする。

- (エ) A群に属する者は、原則として合格とする。ただし、調査書の記載事項又は学力検査の結果に特に問題のある者は保留とし、B群に加える。

- (オ) B群に属する者のうちから合格者を選抜する方法は、次のとおりとし、その人数は募集定員から特例入学者選抜枠及び特色選抜枠の合格者数を引いた数から(エ)による合格者数を差し引いた人数（これを α とする。）とする。

- ① α のおよそ x パーセントに当たる人数は、学力検査の結果を重視した選抜により、合格者を決定する。
- ② α のおよそ $(100-x)$ パーセントに当たる人数は、調査書の記録を重視した選抜により、合格者を決定する。
- ③ x は20から80の範囲内で各高等学校が決定し、学力検査重視の選抜と調査書重視の選抜で合格する人数の比率は、20:80、30:70、40:60、50:50、60:40、70:30、80:20の中から各高等学校が定める。

なお、各高等学校の比率等については、「高等学校別入学者選抜実施方法」（別表 1）（P. 61～P. 67）のとおりとする。

(カ) (ウ)において、B群に属する者のうちから合格者を選抜する方法の詳細については各高等学校が定める。

① 各高等学校は、調査書重視の選抜で利用する評定以外の記載項目を、1項目以上利用する。

② 調査書に記載された内容で「高等学校別入学者選抜実施方法」に記入されていない項目についても、各高等学校において選抜の資料として参考にする。

(キ) 前記(エ)及び(ウ)により選抜した者を合格とする。

(ク) 前記(ア)から(カ)までにおいて、受検者数が募集定員内にあるときには、「募集定員」を「受検者数」と読み替えて選抜する。

(ケ) 第1志望において合格と判定されなかった受検者については、定員を満たしていない第2志望の学科において選抜する。

【例】共通選抜における合格者の決め方

（募集定員から特列入学者選抜枠及び特色選抜枠の合格者数を引いた数が100人の場合）

① はじめに、A群を決める。

学力検査		調査書	
順位	受検番号	順位	受検番号
1	〇〇〇	1	△△△
2	△△△	2	〇〇〇
3	×××	3	◇◇◇
⋮	⋮	⋮	⋮
80	⋮	⋮	⋮
80	↑	⋮	⋮
82	⋮	⋮	⋮
⋮	◇◇◇	⋮	●●●
⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	●●●	100	↑
⋮	⋮	101	⋮
⋮	⋮	⋮	×××
⋮	⋮	⋮	⋮

学力検査順位が
80位以内で、
かつ、調査書順位
が
100位以内の者

↓

70人

いたとする。

これは原則合格とする。

② 次に、B群の中から、残りの人員 $(100 - 70) = 30$ 人について、学力検査重視、調査書重視の2つの方法を使って合格者を決定する。その際、学力検査重視の選抜と調査書重視の選抜で合格する人数の比率は、各高等学校が決めるが、例えば、60:40とした高等学校の場合では、学力検査重視で18人、調査書重視で12人を合格とする。

ウ 次の場合の入学者選抜については、特例的な処理を行うこととする。

(ア) 帰国子女及び過年度卒業者等で調査書の記載に不足がある場合は、高等学校で利用する項目のうち不足している項目を除いて、受検者全体の処理を行う。

(イ) 帰国子女の特列入学者選抜（P. 15）参照

(ロ) 外国人生徒の特列入学者選抜（P. 17）参照

(エ) 定時制課程の成人特列入学者選抜（P. 18）参照

エ その他選抜に当たり必要な事項は、茨城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が高等学校長に指示する。

(9) 合格者の発表

令和6年3月12日（火）午前9時にインターネット上の合格発表用Web ページにおいて合格者の受検番号を発表する。閲覧方法については受検者本人に通知する。

なお、合格者には、中学校長を経由して、合格通知書〈様式第11号（P.40）〉を交付する。

また、合格通知書の受領に当たって中学校長は、「合格通知書受領証」〈様式第23号（P.54）〉を高等学校長に提出する。

4 第2次募集

合格者が募集定員に満たない学科（コースを含む。）について、第2次募集を実施することとし、第2次募集を行う学校、課程及び学科については、令和6年3月12日（火）午後2時以降に県教育委員会のホームページで発表する。

ただし、第2次募集においては、特色選抜は実施しない。

(1) 応募資格

ア 前記「1 応募資格」（P.2）に定めるところによるものとする。

イ 前記「3 一般入学」の(7)アの(ア)（P.5）に定める学力検査受検の有無にかかわらず出願できる。ただし、公立高等学校に合格した者は出願できない。

(2) 志願校及び学科の選択

前記「3 一般入学」の(1)（P.2）に定めるところによるものとする。

(3) 出願期間

令和6年3月13日（水）及び3月14日（木）午前9時から午後4時とする。

※ 郵送出願は、認めない。

(4) 志願の手続

前記「3 一般入学」の(3)（P.3）に準じて行うものとする。その際、原則として志願者又は保護者が、必要書類を一括して、第2次募集入学志願者書類送付書〈様式第22号（P.53）〉を添えて提出するものとする。

ア 第2次募集入学願書は、様式第19号の1（P.48）を用いるものとする。

※ 入学者選抜手数料は、新たに納入しなければならない。

イ 調査書をすでに提出済の高等学校に出願する場合は、調査書を再度提出する必要はない。

ウ 当該年度の一般入学学力検査の結果を、第2次募集において参考資料とする学科（コースを含む。）に出願する場合は、一般入学学力検査の合格発表（令和6年3月12日（火））後に自宅へ送付される「解答用紙の写し」及び「解答用紙の写し」等送付用シートを提出する。また、当該高等学校長は、提出された「解答用紙の写し」及び「解答用紙の写し」等送付用シートをコピーした後、直ちに返却する。

(5) 志願先の変更

志願先（志望先）の変更はできない。

(6) 調査書の作成

前記「3 一般入学」の(4)（P.3）に準じて作成する。

(7) 入学者の選抜

中学校長から提出された調査書、面接の結果等及びその他選抜に関する資料を参考とし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して行うものとする。

※ 自己申告書〈様式第 20 号 (P. 50)〉が提出された場合は、選抜資料に加える。不登校等及び障害があることにより不利益な取扱いをしないこと。

ア 第 2 次検査の期日等

(ア) 期日 令和 6 年 3 月 15 日 (金)

(イ) 集合時間等

午前 8 時 40 分までに志願先高等学校に集合し、面接等は午前 9 時 10 分から行うこととする。詳細については各高等学校の計画により実施する。

イ 選抜方法

(ア) 選抜資料等

① 第 2 次募集を実施するすべての学科において、面接を行い、調査書及び面接の結果を選抜資料とする。

なお、面接方法は、個別面接とする。

② 普通科のスポーツ科学コース、音楽科、美術科及びメディア芸術科については、前記「3 一般入学」の(7)アの(イ) (P. 5) に準じて実技検査を行い、その結果を選抜資料に加える。実技検査の課題及び携行品等については、「実技検査課題等」(別表 4) (P. 68) のとおりとする。

③ 各高等学校の裁量で、作文を実施し、その結果を選抜資料に加えることができるほか、当該年度の一般入学学力検査の結果を参考資料とすることができる。

※ 一般入学学力検査の結果については、点数化せず、参考扱いとし、不利益な取扱いをしないこと。
なお、一般入学学力検査の結果がない者については、その理由を第 2 次募集入学願書(様式第 19 号の 1 (P. 48)) に記入する。

(イ) 配点

各高等学校が定める。ただし、調査書及び面接の配点については、各 200 点以上とし、配点の合計については、400 点以上 700 点以下とする。

ウ その他

面接等を受検しなかった者の取扱いについては、前記「3 一般入学」の(7)アの(ア)⑤(P. 5) に準ずる。

(8) 合否判定方法

調査書、面接の結果及びその他選抜に必要な資料を総合して合格者を決定する。各高等学校の選抜資料の配点等、選抜方法の詳細については、令和 5 年 10 月下旬以降、県教育委員会ホームページに掲載する。

(9) 合格者の発表

令和 6 年 3 月 19 日 (火) 午前 9 時、志願先高等学校において合格者の受検番号を発表する。
なお、合格者には、中学校長を経由して、合格通知書〈様式第 11 号 (P. 40)〉を交付する。
また、合格通知書の受領に当たって中学校長は、「合格通知書受領証」〈様式第 23 号 (P. 54)〉を高等学校長に提出する。

5 定時制課程の追加入学

やむを得ない事由により第2次募集時に志願又は受検をできなかった者が定時制課程に入学を希望した場合、当該高等学校長は、合格者数が募集定員に達していないときに限り、次により入学を許可することができる。

(1) 応募資格、志願校及び学科の選択、志願の手続並びに調査書の作成

前記「4 第2次募集」の(1)、(2)、(4)及び(6) (P. 10) に準ずる。

(2) 選抜方法

教育長の指示するところによる。

(3) 選抜結果

本人あてに通知する。

(4) 入学許可期限

令和6年4月9日（火）とする。

6 県外及び外国からの本県県立高等学校への入学を志願する者の取扱い

(1) 隣接県で本県に隣接する通学区域等に居住する者が出願する場合

ア 出願の条件

隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定 (P. 76) 及び同協定第5条の規定に基づく令和6年度細部協定書の定めによる。

イ 出願に必要な書類

他の公立高等学校を併願しない旨の証明書〈様式第24号 (P. 55) 〉

ウ 出願の手続

アに該当する者は、前記「3 一般入学」の(3) (P. 3) に従い、イの証明書を添え、中学校長を経由して必要書類を志願先高等学校長に提出しなければならない。

(2) 県外（(1)の場合を除く。）及び外国から出願する場合

ア 出願の条件

保護者がすでに県内に居住している場合又は保護者が子女等の志願先高等学校の入学日までに、県内に転入することが証明される場合は、出願することができる。ただし、定時制課程については、志願者がすでに県内に勤務している場合又は勤務することになる場合も出願できる。

イ 出願に必要な書類

(ア) 県外等からの転入先等証明書〈様式第15号 (P. 44) 〉

(イ) 転入先の住居を証明する書類

① すでに持家がある場合

家屋の「登記簿謄本」、「登記簿抄本」又は「登記事項証明書」いずれかの写し

② 新築完成予定の場合

「建築確認済証」又は「工事請負契約書」いずれかの写し

③ 新築完了の場合

「検査済証」（市町村役場）の写し

④ 買取りの場合

「売買契約書」の写し

⑤ 賃借の場合

「不動産賃貸借契約書」等の写し

⑥ 社宅等の場合

会社（管理責任者等）が証明したものの写し

※ 住民票を転入先の住居を証明する書類とすることはできない。

ウ 出願の手続

(ア) 保護者

- ① 志願先高等学校から入学願書・学力検査受検票、調査書及び「解答用紙の写し」等送付用シートの用紙の交付を受ける。

※ 出願に要する書類は、志願先高等学校において、令和5年12月1日（金）から交付する。

- ② 入学願書・学力検査受検票に必要な事項を記入し、転入先の住居を証明する前記イの(イ) (P. 12)の書類を添えて、中学校長に提出する。

※ 写しによる証明書類の提出に当たっては、照合のために原本を中学校長に提示する。

- ③ 入学者選抜手数料は、あらかじめインターネット（いばらき電子申請・届出サービス）によりクレジットカードやPay-easy（ペイジー）で納付し、入学願書の茨城県収入証紙貼付欄に「電子納付済」と記入する。又は、入学願書の指定欄に茨城県収入証紙を貼付し納付する（消印はしない）。

※ 入学願書に貼る茨城県収入証紙の販売所については、茨城県会計事務局会計管理課のホームページ（<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/syoshi.html>）を参照。

※ 出願の段階で入学者選抜手数料の免除を希望する者は、志願先高等学校に問い合わせる。
また、出願後の入学者選抜手数料の還付はできないので注意する。

(イ) 中学校長

- ① 入学願書・学力検査受検票の記載事項及び証明書類の確認を行う。
- ② 写しによる証明書類については、原本と照合する。
- ③ 前記事項確認・照合の上、県外等からの転入先等証明書（様式第15号(P. 44)）を作成する。
- ④ 県外等からの転入先等証明書及び転入先の住居を証明する書類を、入学願書、調査書等とともに一括厳封の上、前記「3 一般入学」の(2) (P. 2)に定められている出願期間内に志願先高等学校長に提出する。

なお、調査書等は、本県所定の様式により作成する。

(3) 定時制課程における県外からの応募資格の特例

ア 出願の条件

前記(1)ア (P. 12) 及び(2)ア (P. 12) に定めるほか、県外から本県県立高等学校の定時制課程に志願する者が県内に勤務していない未成年者の場合も、身元引受人がいれば、出願できる。

※ 定時制課程の応募資格については、前記「1 応募資格」の(5) (P. 2) を参照。

イ 出願に必要な書類

前記「3 一般入学」の(3) (P. 3) に従い、次の書類を添え、必要書類を志願先高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 県外等からの転入先等証明書（様式第15号 (P. 44) ）

(イ) 身元引受人承諾書（様式第16号 (P. 45) ）

(ウ) 転入先の住居を証明する書類

前記(2)イの(イ) (P. 12) に同じ。

ウ 出願の手続

前記「(2) 県外（(1)の場合を除く。）及び外国から出願する場合」のウ (P. 13) に従って行う。

(4) 全国からの出願を認める学科の特例

ア 出願の条件

太子清流高等学校農林科学科、海洋高等学校の海洋技術科、海洋食品科、海洋産業科、大洗高等学校普通科音楽コース及び真壁高等学校農業・環境緑地科については、該当の学科に対する目的意識が強く入学日までに身元引受人がいることを条件に、全国から出願できる。

イ 出願に必要な書類

前記「3 一般入学」の(3) (P. 3) に従い、次の書類を添え、必要書類を志願する高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 県外等からの転入先等証明書〈様式第 15 号 (P. 44) 〉

(イ) 身元引受人承諾書〈様式第 16 号 (P. 45) 〉

(ウ) 全国募集志願理由書〈様式第 17 号 (P. 46) 〉

(エ) 転入先の住居を証明する書類

前記(2)イの(イ) (P. 12) に同じ。

※ (イ)及び(エ)は入学日までに提出すればよい。

ウ 出願の手続

前記「(2) 県外 ((1)の場合を除く。) 及び外国から出願する場合」のウ (P. 13) に従って行う。

7 転勤保護者の子女のための出願期間の特例

(1) 対象

出願期間（令和 6 年 2 月 7 日（水）、2 月 8 日（木）及び 2 月 9 日（金））を過ぎてからの保護者の転勤に伴う一家転住により、高等学校入学後の通学に支障が生じるため、本県県立高等学校を新たに志願する者。

(2) 出願期間

令和 6 年 2 月 16 日（金）及び 2 月 19 日（月）午前 9 時から午後 4 時とする。

(3) 出願書類及び提出先

前記(1)に該当する者は、次の(ア)から(オ)までの書類を一括し、中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学願書〈様式第 1 号 (P. 28) 〉、調査書〈様式第 9 号 (P. 36) 〉及び「解答用紙の写し」等送付用シート〈様式第 26 号 (P. 58) 〉

※ 入学願書及び調査書は、必ず本県所定の様式による。（志願先高等学校で交付）

(イ) 県外等からの転入先等証明書〈様式第 15 号 (P. 44) 〉

(ウ) 転入先の住居を証明する書類

前記「6 県外及び外国からの本県県立高等学校への入学を志願する者の取扱い」の(2)イ(イ) (P. 12) に同じ。

(エ) 保護者の勤務先の発行する転勤（転勤予定）証明書（任意様式）

(オ) 公立高等学校にすでに出席している者又は合格等している者は、当該高等学校長の発行する志願取消証明書（任意様式）又は合格等取消証明書（任意様式）

8 帰国子女の特例入学者選抜

帰国子女のために、次により帰国子女の特例入学者選抜（以下「帰国子女特例選抜」という。）を行う。

(1) 応募資格

前記「1 応募資格」（P. 2）に定める応募資格を有する者で、かつ、次のア、イ及びウに該当する者とする。

ア 令和4年3月1日から入学時まで帰国した者又は帰国見込みの者で、その帰国時からさかのぼり、外国における在学期間が継続して2年以上の者

イ 全日制課程にあっては、原則として保護者とともに県内に居住している者又は入学時までに居住見込みの者、定時制課程にあっては、原則として県内に居住地若しくは勤務地を有する者又はその予定の者

ウ 令和6年度入学者選抜において、他の公立高等学校に出願しない者

(2) 実施の課程、学科及び募集人員

ア 全校の全日制課程及び定時制課程で実施する。

イ 募集人員は、全日制課程及び定時制課程それぞれについて、1校につき、全学科を合わせて2人以上とする。

※ 各高等学校の実施の課程、学科及び募集人員については、別に定める。

(3) 出願期間

令和6年2月7日（水）午前9時から午後4時、2月8日（木）午前9時から午後4時及び2月9日（金）午前9時から正午とする。

郵送出願（P. 74）の場合は、事前に志願先高等学校長と連絡の上、簡易書留で郵送出願受付期間（令和6年2月6日、7日、8日）必着とする。

(4) 志願の手続

入学願書等は、中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出しなければならない。その手続は次のとおりとする。

ア 入学志願者は、入学願書、帰国子女特例入学者選抜海外在住状況説明書（以下「帰国子女海外在住説明書」という。）〈様式第12号（P. 41）〉及び「解答用紙の写し」等送付用シート〈様式第26号（P. 58）〉を中学校長に提出する。

※ 入学者選抜手数料については、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円に相当する茨城県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼る。

なお、出願に要する書類は、志願先高等学校において、令和5年12月1日（金）から交付する。

イ 中学校長は、提出された入学願書及び帰国子女海外在住説明書について、その記載事項に誤りのないことを確認し、調査書を添えて志願先高等学校長あて、前記(3)に定める出願期間内に提出する。

ウ 前記イの書類を受理した高等学校長は、学力検査受検票を入学志願者に交付する。

エ 外国から本県県立高等学校への入学を志願し、帰国子女特例選抜を志願する者の取扱い、前記「6 県外及び外国からの本県県立高等学校への入学を志願する者の取扱い」の(2)（P. 12）と同じとする。

(5) 志願先の変更

ア 志願先（志望先）変更の手続は、前記「3 一般入学」の(5)（P. 3）に定めるところに準ずる。

イ 帰国子女特例選抜に出願した者で志願先（志望先）の変更を希望する者は、同一校内における他の課程・学科、一般入学又は他の高等学校へ、1 回に限り志願先（志望先）を変更することができる。ただし、一般入学に出願している者が帰国子女特例選抜へ変更することはできない。

ウ 旧志願先高等学校長は、帰国子女海外在住説明書を志願先変更者に返却する。

エ 他の高等学校の帰国子女特例選抜へ志願先を変更する者は、新たに作成した入学願書及び調査書に帰国子女海外在住説明書を添えて、中学校長を経由し新志願先高等学校長に提出する。

※ 一般入学へ志願先（志望先）を変更する場合は、帰国子女海外在住説明書を提出する必要はない。

(6) 転勤保護者の子女のための出願期間の特例

帰国子女特例選抜に志願する者については、前記「7 転勤保護者の子女のための出願期間の特例」の(1)（P. 14）に定めるところにより、入学願書等の提出について特例の扱いを行う。

(7) 調査書の作成

前記「3 一般入学」の(4)（P. 3）に定めるところによる。

この場合、帰国子女特例選抜に出願する者と一般入学に出願する者とは区別して取り扱わないものとする。

なお、本県所定の調査書が提出できない場合は、外国における最終学校の成績証明書等で代えることができる。

(8) 学力検査及び面接等

ア 帰国子女特例選抜に志願する者は、志願先高等学校において学力検査及び面接を受けなければならない。

なお、前記「3 一般入学」の(7)アの(イ)①～④（P. 5）を志願する者は、実技検査を受けなければならない。

イ 学力検査は、国語、数学及び外国語（英語）とし、一般入学において行うものと同一の問題で同一の時間に行う。

ウ 面接は学力検査終了後に行う。

エ 期日等

(7) 期日 令和6年2月28日（水）

(イ) 集合時間等 午前8時40分までに志願先高等学校に集合するものとする。

(ウ) 時間割

項目 \ 時限	第1時	第2時	第3時	昼食	第4時
検査時間等	9:20 ～10:10	10:30 ～11:20	11:40 ～12:30	12:30 ～13:20	13:20～
教科名	外国語 (英語)	国語	数学		面接

オ 実技検査は、前記「3 一般入学」の(7)アの(イ)（P. 5）に準じて行う。

カ 追検査は、前記「3 一般入学」の(7)ウ(P.7)に準じ、令和6年3月7日(木)に行う。

(9) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から提出された調査書、学力検査の成績、面接の結果その他選抜に関する資料を参考とし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して行うものとする。

なお、選抜の方法については、原則として、一般入学における共通選抜と同様に行うものとする。

(10) 合格者の発表

前記「3 一般入学」の(9)(P.10)に準じて行う。

(11) その他

その他選抜に当たり必要な事項は、教育長が高等学校長に指示する。

9 外国人生徒の特例入学者選抜

外国人生徒のために、次により外国人生徒の特例入学者選抜(以下「外国人特例選抜」という。)を行う。

(1) 応募資格

外国人特例選抜に応募できる者は、前記「1 応募資格」(P.2)に定める応募資格を有する者で、かつ、次のア、イ及びウに該当する者とする。

ア 外国籍を有する者で、入国後の在日期间が3年以内の者。なお、「入国後の在日期间が3年以内」とは、原則として入国した日から令和6年3月1日現在で3年が経過していない場合をいう。

ただし、結城第一高等学校及び石下紫峰高等学校の志願者については、入国後の在期間を問わないものとする。

イ 全日制課程にあっては、原則として保護者とともに県内に居住している者又は入学時まで居住見込みの者、定時制課程にあっては、原則として県内に居住地若しくは勤務地を有する者又はその予定の者

ウ 令和6年度入学者選抜において、他の公立高等学校に出願しない者

(2) 実施の課程、学科及び募集人員

ア 全校の全日制課程及び定時制課程で実施する。

イ 募集人員は、全日制課程及び定時制課程それぞれについて、1校につき、全学科を合わせて2人以上とする。

※ 各高等学校の実施の課程、学科及び募集人員については、別に定める。

(3) 出願期間

令和6年2月7日(水)午前9時から午後4時、2月8日(木)午前9時から午後4時及び2月9日(金)午前9時から正午とする。

郵送出願(P.74)の場合は、事前に志願先高等学校長と連絡の上、簡易書留で郵送出願受付期間(令和6年2月6日、7日、8日)必着とする。

(4) 志願の手続

前記「8 帰国子女の特例入学者選抜」の(4) (P. 15) に準じて行う。

なお、出願書類は、入学願書、外国人特例入学者選抜海外在住状況説明書（以下「外国人海外在住説明書」という。）〈様式第 13 号 (P. 42) 〉、住民票及び「解答用紙の写し」等送付用シート〈様式第 26 号 (P. 58) 〉とする。ただし、結城第一高等学校及び石下紫峰高等学校の志願者については、外国人海外在住説明書〈様式第 13 号 (P. 42) 〉は不要とする。

※ 住民票については、国籍、在留資格及び在留期間が記載してあるものとする。

(5) 志願先の変更

前記「8 帰国子女の特例入学者選抜」の(5) (P. 16) に準じて行う。ただし、一般入学に出願している者の外国人特例選抜への変更は認めない。

※ 日本の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が一般入学へ志願先（志望先）を変更する場合は、外国人海外在住説明書及び住民票を提出する必要はない。

(6) 調査書の作成

前記「8 帰国子女の特例入学者選抜」の(7) (P. 16) に準じて行う。

(7) 学力検査及び面接等

前記「8 帰国子女の特例入学者選抜」の(8) (P. 16) に準じて行う。ただし、結城第一高等学校及び石下紫峰高等学校における面接は、令和 6 年 2 月 29 日（木）午前 9 時 10 分から行うこととし、受検者は、午前 8 時 40 分までに志願先高等学校に集合するものとする。

なお、結城第一高等学校及び石下紫峰高等学校の各教科の学力検査については、問題用紙及び解答用紙にルビ（ふりがな）を付ける。

(8) 入学者の選抜

前記「8 帰国子女の特例入学者選抜」の(9) (P. 17) に準じて行う。

(9) 合格者の発表

前記「3 一般入学」の(9) (P. 10) に準じて行う。

(10) その他

その他選抜に当たり必要な事項は、教育長が高等学校長に指示する。

10 定時制課程の成人特例入学者選抜

成人のために、次により定時制課程の成人特例入学者選抜（以下「成人特例選抜」という。）を行う。

(1) 応募資格

成人特例選抜に応募できる者は、前記「1 応募資格」(P. 2) に定める資格を有する者で、かつ、令和 6 年 4 月 1 日現在、満 18 歳以上の者とする。

(2) 出願期間

令和 6 年 2 月 7 日（水）午前 9 時から午後 4 時、2 月 8 日（木）午前 9 時から午後 4 時及び 2 月 9 日（金）午前 9 時から正午とする。

郵送出願 (P. 74) の場合は、事前に志願先高等学校長と連絡の上、簡易書留で郵送出願受付期間（令和 6 年 2 月 6 日、7 日、8 日）必着とする。

(3) 志願の手続

前記「3 一般入学」の(3)(P.3)に定める志願の手続に準じて行うものとする。ただし、その際、成人特例入学者選抜措置申請書〈様式第14号(P.43)〉を提出するものとする。

なお、入学願書及び学力検査受検票は、様式第1号(P.28)とする。

※ 出願に要する書類は、志願先高等学校において、令和5年12月1日(金)から交付する。

(4) 志願先の変更

ア 志願先(志望先)変更の手続は、前記「3 一般入学」の(5)(P.3)に定めるところに準ずる。

イ 成人特例選抜に出願した者で志願先(志望先)変更を希望する者は、一般入学又は他の高等学校の成人特例選抜へ、1回に限り志願先を変更することができる。ただし、一般入学に出願している者の成人特例選抜への変更は認めない。

ウ 旧志願先高等学校長は、入学願書に添えて提出してあった成人特例入学者選抜措置申請書を志願先変更者に返却する。

エ 他の高等学校の成人特例選抜へ志願先を変更する者は、新たに作成した入学願書に成人特例入学者選抜措置申請書〈様式第14号(P.43)〉を添えて、中学校長を経由し新志願先高等学校長に提出する。

※ 一般入学へ志願先(志望先)を変更する場合は、成人特例入学者選抜措置申請書を提出する必要はない。

(5) 入学者の選抜

ア 学力検査は行わず、調査書、作文、面接の結果及びその他選抜に関する資料を参考とし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して行うものとする。

イ 面接等の期日等

(ア) 期日 令和6年2月28日(水)

(イ) 集合時間等 午前8時40分までに志願先高等学校に集合するものとする。

(ウ) 時間割

項目	時限	
	第1時	第2時
検査時間	9:20 ～10:10	10:30～
内容	作文	面接

ウ 追検査は、前記「3 一般入学」の(7)ウ(P.7)に準じ、令和6年3月7日(木)に行う。

(6) 合格者の発表

前記「3 一般入学」の(9)(P.10)に準じて行う。

11 第2次募集における定時制課程の成人特例入学者選抜

(1) 応募資格

ア 前記「10 定時制課程の成人特例入学者選抜」の(1)(P.18)に定めるところによる。

イ 前記「3 一般入学」の(7)アの(ア)(P.5)に定める学力検査受検の有無にかかわらず出願できる。ただし、公立高等学校に合格した者は、出願できない。

(2) 出願期間

令和6年3月13日（水）及び3月14日（木）午前9時から午後4時とする。

※ 郵送出願は、認めない。

(3) 志願の手続

前記「10 定時制課程の成人特例入学者選抜」の(3) (P. 19) に準じて行う。その際必要書類を一括して、第2次募集入学志願者書類送付書（様式第22号（P. 53））を添えて提出するものとする。

ア 第2次募集入学願書は、様式第19号の1（P. 48）とする。

※ 入学者選抜手数料は、新たに納入しなければならない。

イ 調査書をすでに提出済の高等学校に出願する場合は、調査書を再度提出する必要はない。

(4) 志願先の変更

志願先（志望先）変更はできない。

(5) 入学者の選抜

ア 前記「10 定時制課程の成人特例入学者選抜」の(5) (P. 19) に準じて行う。

イ 面接等の期日等

(ア) 期日 令和6年3月15日（金）

(イ) 集合時間等 午前8時40分までに志願先高等学校に集合するものとする。

(ウ) 時間割 前記「10 定時制課程の成人特例入学者選抜」の(5) (P. 19) に準じて行う。

(6) 合格者の発表

前記「4 第2次募集」の(9) (P. 11) に準じて行う。

12 連携型中高一貫教育校の入学者選抜

連携型中高一貫教育校の入学者選抜（以下「連携型入学者選抜」という。）は、連携型中学校の常陸大宮市立明峰中学校と連携型高等学校の茨城県立小瀬高等学校において、以下のとおり行う。

(1) 応募資格

連携型入学者選抜に応募できる者は、前記「1 応募資格」（P. 2）に定める資格を有する者で、かつ、連携型中学校を令和6年3月に卒業見込みの者とする。

(2) 出願期間

令和6年2月7日（水）午前9時から午後4時、2月8日（木）午前9時から午後4時及び2月9日（金）午前9時から正午とする。

郵送出願（P. 74）の場合は、事前に志願先高等学校長と連絡の上、簡易書留で郵送出願受付期間（令和6年2月6日、7日、8日）必着とする。

※ 出願期間においては、連携型中学校から連携型高等学校の一般入学への出願はできない。

(3) 志願の手続

連携型中学校長は、入学志願者書類送付書〈様式第 21 号準用（P. 52）〉を添えて、次の書類を、連携型高等学校長に提出する。

ア 連携型入学願書〈様式第 8 号の 1（P. 34）〉

前記「3 一般入学」の(3) (P. 3) に準じて作成するものとする。

イ 連携型高等学校長が指定する書類

調査書〈様式第 9 号（P. 36）〉及び課題レポートとする。また、課題レポートの課題等については、連携型高等学校長が連携型中学校長に別途通知するものとする。

(4) 志願先の変更

ア 志願先変更の手続は、前記「3 一般入学」の(5) (P. 3) に準じて行う。

イ 連携型入学者選抜に出願している者は、他の高等学校の一般入学に志願先を変更できる。

ウ 連携型中学校から他の高等学校の一般入学に出願している者は、連携型高等学校の一般入学に志願先を変更できるが、連携型入学者選抜へは志願先の変更はできない。

(5) 入学者の選抜及び合格者の発表

ア 連携型入学者選抜においては、学力検査は行わず、連携型高等学校長が、連携型中高一貫教育の成果等を見るために、選抜に必要とする資料を総合して合格者を決定する。

※ 自己申告書〈様式第 20 号（P. 50）〉が提出された場合は、選抜資料に加える。不登校等及び障害があることにより不利益な取扱いをしないこと。

イ 選抜に必要とする資料は、調査書、面接の結果、課題レポート、小論文等から、中高一貫教育の特色に応じて連携型高等学校長が決定するものとする。

なお、その資料については、「連携型高等学校における選抜資料」（別表 3）（P. 67）のとおりとする。

ウ その他連携型入学者選抜方法の細部については、連携型高等学校において定めるものとする。

エ 連携型入学者選抜受検者は、面接等のため、令和 6 年 2 月 29 日（木）午前 8 時 40 分までに志願先高等学校に集合するものとする。

オ 合格者の発表については、前記「3 一般入学」の(9) (P. 10) に準じて行う。

カ 追検査は、前記「3 一般入学」の(7)ウ (P. 7) に準じ、令和 6 年 3 月 8 日（金）に行う。

キ その他連携型入学者選抜に当たり必要な事項は、教育長が連携型高等学校長に指示する。

(6) その他

ア 連携型高等学校の一般入学は、連携型中学校以外からも志願することができる。

また、志願先変更期間であれば、前記「3 一般入学」の(5) (P. 3) に準じて志願先の変更を行うことができる。

イ 連携型入学者選抜の募集人員については、十分に確保するものとし、別に定める。

また、連携型入学者選抜の合格者数が、募集人員に満たない場合は、その不足分を一般入学の募集人員に加えるものとする。

ウ 連携型高等学校は、連携型入学者選抜及び一般入学の合格者の総数が募集定員に満たない場合、前記「4 第 2 次募集」（P. 10）により第 2 次募集を行うものとする。

13 併設型高等学校の入学者選抜

(1) 入学者の選抜

併設型高等学校においては、茨城県立中学校学則（第8条第1項）及び茨城県立高等学校学則（第15条第1項）の規定に基づき、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒について、入学者の選抜を行わないものとする。

(2) 入学を辞退する者の取扱い

保護者の転勤等やむを得ない事情により、併設型高等学校への入学を辞退する者は、併設型中学校長が定める期日までに、「入学辞退届」を同校長に提出する。

なお、「入学辞退届」を提出し受理された者は、併設型高等学校への入学予定者としての資格を失う。

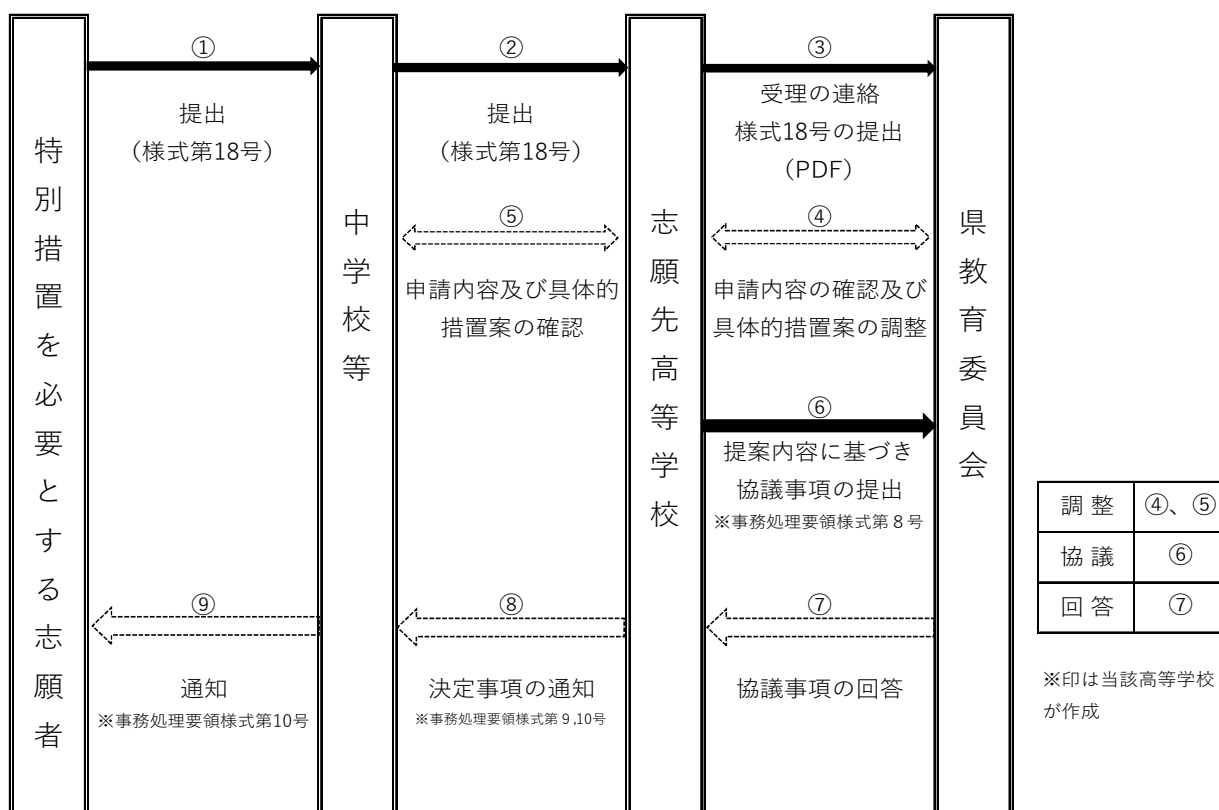
14 障害のある受検者等の取扱い

障害のある受検者等で、学力検査実施上特別な措置を希望する者は、中学校長を経由して、「障害のある受検者等に対する特別措置申請書」〈様式第18号（P.47）〉を、原則として令和5年10月16日（月）から令和6年1月19日（金）までに志願先高等学校長に提出する。

志願先高等学校長は、「障害のある受検者等に対する特別措置申請書」を提出した者で、通常の学力検査の方法では受検が困難と認める者について、茨城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協議の上、検査方法、検査時間及び検査場等について適切な措置を講じる。

なお、志願変更者は、令和6年2月16日（金）及び2月19日（月）（午前9時から午後4時）の志願先変更期間内に、新志願先高等学校長へ様式第18号（P.47）を提出するものとする。

〔受検上の特別措置申請手続きの流れ〕



15 自己申告書の提出

欠席が多いことの事情や障害のあることによって生ずることがら等について、説明する必要がある場合、志願者は自己申告書（様式第 20 号（P. 50））を志願先高等学校長に提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者及び保護者が記入後に厳封し、中学校長を経由して、入学願書等とともに志願先高等学校長に提出するものとする。

※ 不登校等及び障害があることにより不利益な取扱いをしないこと。

16 出願用紙の配布等

(1) 出願に要する用紙の配布

ア 出願に要する用紙で様式の定められているもののうち、以下の様式については、11 月上旬までに教育委員会から県内の中学校及び高等学校に対して送付する。

教育委員会が送付する書類は、様式第 1、3～6、8、10、19、26、27 号である。ただし、送付した用紙に不足が生じた場合は、各学校で複写する。

なお、様式第 1、8、19 号については両面複写とする。

イ 県外等からの入学志願者については、各志願先高等学校において、令和 5 年 12 月 1 日（金）から交付する。

(2) 書類の作成

様式第 2、7、9、15、17、21～24 号の書類については、出身校で様式に従い作成する。

※ 様式については、茨城県教育委員会ホームページからダウンロードすることができる。